平成２６年（再口）第１３号

京都市中京区西ノ京船塚町17番地29
再生債務者　乾　　忠司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年２月16日まで

平成27年１月16日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再口）第２２号

大阪府枚方市天之川町２番110号
再生債務者　飯田　記之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再口）第８号

広島市安芸区中野東１丁目１番９－801号
再生債務者　満尾謙一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月16日
広島地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年三月二十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.inte.co.jp/publication/million/index.html
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月十五日
掲載頁　五十二頁（号外第一八二号）
平成二十七年一月二十六日
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号
（甲）株式会社インテリジェンスビジネスソリューションズ
代表取締役　長井　利仁
東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号
（乙）東洋ソフトウェアエンジニアリング株式会社
代表取締役　田中　明弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十日
掲載頁　一一八頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月十八日
掲載頁　八十六頁（号外第一三六号）
平成二十七年一月二十六日
東京都中央区日本橋茅場町一丁目一番八号
（甲）ＨＯＬＴジャパン株式会社
代表取締役　山条　憲人
東京都羽村市五ノ神四丁目一四番地一
（乙）アクティオ・オプティカル株式会社
代表取締役　塙　知一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十六日
掲載頁　一七八頁（号外第一四三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月十四日
掲載頁　一〇七頁（号外第一五七号）
平成二十七年一月二十六日
東京都品川区西五反田三丁目七番一四号
（甲）株式会社テクナム
代表取締役　関島　正夫
東京都中央区八丁堀三丁目二五番七号
（乙）株式会社ドーシス
代表取締役　谷村　康秀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月一日
掲載頁　一〇一頁（号外第一四七号）
平成二十七年一月二十六日
東京都千代田区四番町四番二
（甲）東エローセン株式会社
代表取締役社長　新井　祐興
東京都千代田区四番町四番二
（乙）工織株式会社
代表取締役社長　馬瀬　清孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年三月一日であり、甲は会社法七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行ならびに資本金および準備金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から、一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十二月二十六日
掲載頁　一七一頁（号外第二九三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十二月二十六日
掲載頁　一七四頁（号外第二九三号）
平成二十七年一月二十六日
東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
（甲）株式会社ブレイン・ラボ
代表取締役　永井　正樹
東京都港区芝四丁目三番一一号本芝ビル七階
（乙）株式会社ＢＬコンサルティング
代表取締役　永井　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年二月二十七日であり、乙との合併に関する甲の株主総会の承認決議は平成二十七年一月十九日に終了しており、丙との合併は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ずに決定しております。乙及び丙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。
（乙）確定した事業年度はありません。
（丙）確定した事業年度はありません。
平成二十七年一月二十六日
東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル
（甲）株式会社エヌオーアンドテイー・ワン
代表取締役　秋山　恵里
東京都千代田区紀尾井町三番一二号
（乙）株式会社エヌオーアンドテイー第一興業
代表取締役　豊田　紗織
東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル
（丙）株式会社エヌオーアンドテイー第二興業
代表取締役　加藤　和之